

高知くらしの護身術

270

上半期相談まとめ

「ファンド型投資」増

(2012年12月18日掲載原稿)

平成24年度上半期に県立消費生活センターが受けた相談件数は1,714件で、契約者の約3人に1人は60歳以上となっています。

最も多かった商品やサービスは「融資サービス」(主にフリーローン・消費者金融)242件、次に「デジタルコンテンツ」(主にアダルトサイト・出会い系サイト)の217件でした。

全体の相談件数が減少している中(前年度上半期2,023件)、「ファンド型投資商品」に関する相談が増加しています。これは、「鉱物採掘権」「シェールガス施設運用権」など実態のよくわからない権利の売買をうたうもので、急増した前年度よりもさらに増加しています。

主な手口はいわゆる「劇場型勧誘」で、販売業者とは別の業者を名乗る者が、電話で「買ってくれたら数倍で買取る」「あなたの代わりに買ってあげた」と言って契約をあおります。

この契約は9割近くが60歳以上となっており、数千万円の支払いをしてしまったケースもあります。「買え買え詐欺」とも言われており、一度支払ったお金を取り戻すことは極めて困難です。

また、「健康食品」に関する相談も増加しており、「電話で断ったにもかかわらず、商品が送られてきた」といった相談が多数寄せられています。70歳以上で最も多い相談となっています。

自宅に一人でいることの多い高齢者にとって、巧みな話術で近づく悪質業者から自分の身を守ることは、容易ではありません。うま過ぎる話は絶対にあり得ません。被害を防ぐためには、長々と話を聞かず、きっぱりと断ることが大切です。

ご家族やご近所の方の見守りが大切です。高齢者の方が困っていないか、時々声を掛けてあげましょう。

センターのホームページでは、さまざまなトラブルの事例や注意すべき点について随時掲載しています。